日本ボーイスカウト兵庫連盟西宮第11団育成会会則

第 1 章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、日本ボーイスカウト兵庫連盟西宮第11団育成会と称し、本部を会長宅に置く。

(会員の資格)

- 第 2 条 本会は、次の各項に該当する者をもって、会員とする。
 - 正会員
 スカウトの保護者をもって正会員とする。
 - 2. 特別会員
 正会員以外で、本会の目的に賛同し、その維持発展の為、協力する有志をもって
 - 特別会員とする。 3. 名誉会員

本会の為に著しい功労があった人で役員会の推薦により名誉会員とする。

第2章 目的と事業

(目的)

第 3 条 本会は、日本ボーイスカウト兵庫連盟西宮第11団を保護育成し、その発展に寄与する。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成する為に、ボーイスカウト日本連盟規約に定める事業を行う。

第3章 入会及び退会

(入 会)

第 5 条 本会に入会せんとする者は、第2条第1・第2項に該当する者については、所定の申 込書にて会長に申し込むものとする。 (退 会)

- 第 6 条 本会からの退会は次の各項の通りとする。
 - 1. 本人の意志により退会を申し出た者
 - 2. 会費を納入しない者で、役員会の決議により会員の資格を喪失した者
 - 3. 本会の名誉を傷つけ、役員会の決議により会員の資格を喪失した者

第4章 財 政

(経費)

第 7 条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってあてる。 但し、本会の目的に反すると思われる寄付金については辞退することがある。

(会費)

- 第 8 条 会費は次の各項の通りとする。
 - 正会員は、スカウト1名に付月額2,000円とする。
 但し、同一家庭に於ては、スカウト1名増す毎に1,500円を加算する。更にローバースカウト隊員は年間7,000円とする。
 - 2. 特別会員は、賛助費年額1口1,000円とする。(1口以上)
 - 3. 名誉会員の会費は徴収しない。
 - 4. 正会員の会費は、特別の事情がある場合、役員会の決議により軽減または免除される。

(臨時会費)

第 9 条 前条に定めるものの他に必要あるときは、役員会の決議により臨時会費を徴収することができる。

(財政管理)

- 第 10 条 1. 本会の財政管理は役員会が行う。
 - 2. 会計は、定時総会の前に財産及び収支の状況を監事に報告し、その監査を受けなければならない。

(会計年度)

第 11 条 本会の会計年度は9月1日から翌年8月末日迄とする。

(決算及び予算の承認)

第 12 条 役員会は定時総会に決算報告書及び予算書を提出して承認を受けなければならない。

第 5 章 役 員

(役員)

第 13 条 本会は、会員の中より次の役員を置き、役員会を構成する。

イ. 会 長 1名

口. 副 会 長 2名以内

ハ. 会計委員 2名以内

二. 行事委員 若干名

ホ. 団報委員 若干名

へ. 書記委員 2名

ト. 常任委員 若干名

チ. 監事 2名以内

但し、原則として団役員は常任委員となる。

(名誉役員)

第 14 条 本会は、本会の発展に貢献した会員の中より、会長が委嘱し、次の名誉役員を置くことができる。

イ. 相談役 若干名

口. 顧問若干名

ハ.参 与 若干名

(役員の選出)

- 第 15 条 役員の選出は次の各項の通りとする。
 - 1. 会長は、総会に於て選出する。
 - 2. 他の役員は、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は2年とする。

但し、再任は妨げない。

第6章機関

(機関の種類)

第 17 条 本会に次の機関を置く。

イ.総 会

口. 役員会

(開催)

- 第 18 条 総会の開催は次の各項による。
 - 1. 定時総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。
 - 2. 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(付議事項)

- 第 19 条 総会の付議事項は次の通りとする。
 - イ. 事業報告
 - ロ. 決算報告並びに予算審議
 - ハ. 会則の改廃
 - ニ. その他必要な事項

(成立)

第 20 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。 但し、委任状は認める。

(議 決)

第 21 条 議決は出席会員の過半数をもって行い、可否同数の時は議長が決める。 (議長の選出)

第 22 条 議長は出席会員の中より選ぶ。

第7章付則

(付 則)

第 23 条 会則に規定なき事項については、役員会の決議による。

(発効)

第 24 条 この会則は、昭和48年6月1日から実施する。

昭和55年10月1日から(一部改正)

昭和59年11月18日から(一部改正)

平成13年11月23日から(一部改正)

平成21年11月22日から(一部改正)

平成22年10月24日から(一部改正)

平成25年10月14日から(一部改正)